

平成十八年十月五日提出
質問第五六号

外務省職員のサービス残業に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省職員のサービス残業に関する質問主意書

一 国家公務員の超過勤務に対しては手当が支払われなくてはならないか。支払われなくてはならないとするならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

二 外務省では、超過勤務に対する手当が部分的にしか支払われないいわゆる「サービス残業」が行われているか。行われているとするならば、それを正当化する法令上の根拠があるのか明確にされたい。

右質問する。